

福島県条例第八十八号

福島県がん対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

福島県がん対策の推進に関する条例（平成二十六年福島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条を第二十二条とし、第十八条の次に次の三条を加える。

（福島県がん対策推進審議会）

第十九条 知事の附属機関として、福島県がん対策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、がん対策の推進に関する事項を調査審議する。

（審議会の組織）

第二十条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、保健医療福祉関係者、がん患者、個人情報保護に関する学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委任）

第二十一条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。